

●香川県監査委員公表第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年11月22日

香川県監査委員 仲 山 省 三  
同 鍋 嶋 明 人  
同 綾 田 福 雄  
同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 土木部
- 2 監査対象年度 平成22年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 証紙収納について、消印及び証紙収納簿への登記が遅れていたものがあったので、適正に行う必要がある。（西讃土木事務所）</p> <p>(イ) 証紙を貼付した申請書に、月別の通し番号を記入しておく必要がある。また、広告物許可申請については、証紙収納簿への記載を適正に行う必要がある。（西讃土木事務所）</p> <p>(ウ) 現金受払簿の金額を、修正液で訂正していた。また、現金受払簿の支払者名等の記載が誤っていた。（中讃土木事務所）</p> <p>(エ) 公園施設の管理経費について、転記ミスによる算定誤りがあったので、正しい額を徴する必要がある。（高松土木事務所）</p> <p>(オ) 証紙による収納について、全ての申請書の日付欄を空欄のまま受理していたものや、何日分かまとめて証紙収納簿を処理したため収納の日付順になっていないものなどがあった。</p>	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 指摘後、消印・証紙収納簿ともに、遅延なく記入している。</p> <p>(イ) 指摘後、月別の通し番号については、証紙収納簿・申請書ともに月別の通し番号の記入を行っている。</p> <p>また、広告物許可申請についても、証紙収納簿への月別通し番号の記載など適正に実施している。</p> <p>(ウ) 適正な方法で訂正を行った。</p> <p>今後は記載を正確に行うとともに、訂正する必要が生じた場合には適正な方法で行う。</p> <p>(エ) 差額分の徴収を行った。</p> <p>(オ) 今後は、申請書の提出時に証紙収納の処理を行うよう徹底した。</p>

証紙の収納は、申請書の提出があったとき、直ちに行う必要がある。適正に処理する必要がある。（高松土木事務所）

- (カ) 行政財産の目的外使用料について、調定伺書と実際の調定の日が異なっているものがあった。（下水道課）

イ 支出事務について

- (ア) 県内旅費が支給されていないものがあった。また、県内旅費、県外旅費について、出張日から3か月～12か月支払が遅れているものがあった。（中讃土木事務所）

- (イ) 単価契約している印刷代について、発注伺の品名や数量の記載がないものが散見された。（高松土木事務所）

- (ウ) 県内旅費が支給されていないものがあった。（建築課）

- (エ) システム開発サーバのリース期間満了後不要となった電話回線について、利用休止の手続が3か月程度遅れ、利用していない期間の利用料を支払っていた。（土木監理課）

ウ 契約事務について

- (ア) 工事に伴う土地賃貸借契約において、首標金額を訂正した契約を締結していた。（西讃土木事務所）

- (イ) 椀川ダム建設事務所の消防設備業務委託について、契約書又は仕様書に委託内容をより明確に記載する必要がある。（高松土木事務所）

- (ウ) 随意契約に係る委託契約について、契約内容を公表する必要があるにもかかわらず、公表し

- (カ) 今後は、遅延がないよう対応する。

イ 支出事務について

- (ア) 支給できていなかった1件については、支給を行った。

今後は、旅費の支給を速やかに、また適切に行う。

- (イ) 今後は、品名や数量等を記載するよう徹底した。

- (ウ) 過年度支出により、支給した。

- (エ) 今後、適切に事務処理を行うとともに、課内の支払の事務処理方法の見直しを図るなど、再発防止に努める。

ウ 契約事務について

- (ア) 今後は、適正な契約事務に努める。

- (イ) 来年度から業務仕様書を作成し、契約書の表現を改める。

- (ウ) (財)香川県下水道公社との契約であり、速やかに公表措置を実施するよう対応した。

	<p>ていないものがあった。(下水道課)</p> <p>(工) 前年度監査において委託契約に係る仕様書が実態に即していないので見直す必要がある旨口頭指導していたが、改善されていなかった。(下水道課)</p> <p>エ 物品管理について          公用車を廃車し、車体を売却したにもかかわらず、廃棄に係る事務手続きができていなかった。(長尾土木事務所)</p>	<p>(工) (財)香川県下水道公社との委託契約に指摘の事項があり、速やかに改編措置を行うこととした。</p> <p>エ 物品管理について          当該公用車について廃棄に係る事務手続きを行った。</p>
<p>検討指示事項</p>	<p>廃道敷及び廃川敷が相当数見受けられることから、その実態を的確に把握し、計画的な管理及び処分を推進に努める必要がある。(道路課・河川砂防課)</p>	<p>廃道敷及び廃川敷の適正な管理に努めるとともに、地元市町や関係者との協議を積極的に進めることにより、売却処分等の推進を図る。</p>